

ハラスメント防止に関する集団協定書

「介護業界の労働環境向上を進める労使の会」が推進し、介護従事者の労働環境向上を趣旨とした標記協定に賛同する、株式会社〇〇（以下、法人という）とUAゼンセン日本介護クラフトユニオン（以下、NCCUという）は、ハラスメント防止のため下記のとおり協定する。

1. 目的

法人とNCCUは、ハラスメント行為の問題を認識するとともに、その防止について定め、ハラスメントのない快適な職場環境の実現に努力し、もって介護従事者の社会的地位向上に資することを目的とする。

2. ハラスメントの定義

法人とNCCUは以下の行為をハラスメントと定義し、その発生を防止する。

(1) セクシュアルハラスメント

- ①利益、不利益を条件にした性的要求をすること
- ②性的な行為または、態度の要求、誘いかけに応じ、応じなかったことを理由に雇用上の利益、不利益に影響を与えること
- ③従業員の望まない性的接触または性的要求を行なうこと
- ④性的言動により労働者に不快な念を抱かせるような職場環境を醸成すること
- ⑤取引先関係者や顧客が業務上の関係を利用してなされる性的接触または性的言動、性的要求行為

(2) パワーハラスメント

- ①身体的暴力を行うこと
- ②違法行為を強要すること
- ③人格を著しく傷つける発言を繰り返し行うこと
- ④人格を著しく傷つける噂を社内・外に流布すること
- ⑤明らかに達成することが不可能な職務を一方向的に与えること
- ⑥合理的な理由なしに一定の期間仕事を与えないこと
- ⑦故意に必要な情報を与えない、連絡事項を伝えない等の行為を繰り返し、職務の遂行を妨害すること
- ⑧発言を無視する等職場内で孤立させる行為を繰り返し、精神的苦痛を与えること
- ⑨業務上の必要性がないことを強制的に行わせること

(3) マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として、本人の同意を得ずして受ける以下のような行為のこと

- ①心無い言葉や行動を受けること
- ②解雇や契約の打ち切り
- ③自主退職への誘導
- ④降格
- ⑤給料減額

3. 使用者責任

法人は、すべての従業員にあらゆる性質の言動による嫌がらせ等を行わせないようにするために、雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

また、業務遂行上の従業員以外の者からのあらゆる性質の言動による嫌がらせ等に対しても適切に対処するよう努めなければならない。

4. 方針の明確化と周知

法人とNCCUは、職場におけるハラスメントに関する方針を明確化し、従業員に対してその方針を周知する。

また、法人とNCCUはハラスメントに関する継続的な研修・啓発活動を組織的に取り組む。

5. 就業規則等への規定

法人は、就業規則等にハラスメント防止の条項を設ける。

6. 相談窓口（相談担当者）の設置

法人は、ハラスメントを受けた従業員からの相談・苦情への対応のための「相談窓口」を社内（外）に設置し従業員への周知を徹底する。

また、NCCUはハラスメントを受けた組合員からの相談・苦情への対応のための「相談窓口」をNCCU内に設置し、相談担当者は男女ともに配置する。

なお、「相談窓口」が法人として設置できない場合には、NCCUが応じることとする。

7. 相談・苦情の申し立て

職場においてハラスメントを受けた従業員は、「相談窓口」に書面または口頭で相談を申し出ることが出来る。

また、申し出は直接被害を受けている従業員だけでなく、他の従業員が被害を受けている従業員に代わって申し出ることでもできる。

8. 相談・苦情への対応及び対処

法人とNCCUは相談・苦情に対し、その内容や状況に応じ適切に対応するとともに、関係者による事情聴取を行うなどの調査活動によって、迅速に案件を処理しなければならない。

また、必要に応じて法人とNCCUは連携を取り合う。

9. 相談担当者の研修

法人とNCCUは相談担当者の教育・研修を年1回以上行い、ハラスメントに対するマネジメントの向上と防止に努める。

10. 情報の守秘

相談を受けた相談担当者は、相談者の相談内容や個人情報について守秘義務を負う。ただし、問題解決に向け、相談者の事前の同意がある場合はこの限りではない。

11. 不利益な取り扱いの禁止

法人は、職場におけるハラスメントに関して相談をし、または苦情を申し出たこと等を理由として、その者を不利益に取り扱ってはならない。

12. 疑義

この協定の疑義の解明は、労使の代表者の協議によって行う。

13. 有効期間

この協定の有効期間は、2016年4月1日より、2019年3月31日までとする。

14. 協定の更新

この協定の有効期間満了に際して、法人またはNCCUのいずれから異議の申し出がないときは、さらに1ヵ年有効とみなし2年目以降これを繰り返す。

以 上

2016年 月 日

法人名

法人代表者名

〇〇 〇〇印

UAゼンセン

日本介護クラフトユニオン

会 長 陶 山 浩 三 印